

補 足 資 料



## 1 基本計画策定段階における環境配慮の例

事業に組み込むべき環境配慮の検討に当たっては、事前に地域の環境特性を十分に把握しておくことが必要です。

また、地域の特性を踏まえた適切な環境配慮を行うためには、事業の各段階に対応した環境配慮が必要となります。

事業の基本構想の段階では、当該事業計画の目標に環境への影響を未然に防止し、かつ、良好な生活環境を創造するための配慮が組み込まれているか、立地は周辺環境に配慮したものとなっているか、地域の環境特性に適合しているか等が求められます。

また、基本計画の段階では、土地利用は環境面からみて適切なものとなっているか、周辺地域に計画されている事業や、他の事業主体が実施する事業等による複合的な環境影響にも配慮しているか、施工監理等の視点から代替案による比較検討を行っているか等が求められます。

さらに、実施計画段階では、実施設計に際して環境面への配慮を行っているか、事業の実施に伴う環境への影響を未然に防止するための環境保全対策や良好な生活環境を創造するための環境への配慮が妥当なものとなっているか等が求められています。

事業の実施における工事及び供用段階では、事業の実施に伴う環境への影響を未然に防止するための適切な工法が採用されているか、施設の維持管理は適切に行われているか等の環境配慮が求められます。

技術指針では、「環境保全のための措置」を「事業計画検討の段階における環境への配慮や予測の結果に基づき、環境影響を回避し、又は低減するために検討する措置に加え、なお残る環境影響に対して講ずる回避又は低減の措置、代償措置、事後調査の結果に基づいて講ずる追加的措置等、事業者が環境の保全を目的として検討する事項は、そのすべてが『環境保全のための措置』として位置づけられる。」としており、各環境影響評価項目における環境保全のための措置の例を第5章に記載しています。

ここでは、早期段階において環境配慮を検討する際の参考とするため、事業の基本構想段階から基本計画の段階に対応した環境配慮の例を事業の種類別に示しています。

### (1) 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為、埋立て、防波堤の新設

| 計画等              | 環境配慮の例  | 環境影響評価項目 |
|------------------|---|----------|
| 基本構想、立地・事業規模等の検討 | 事業の構想、立地、事業規模等の検討に当たっては、地域の環境特性を十分把握し、周辺の環境特性や土地利用と整合するよう配慮するとともに、大気汚染、騒音振動等による地域環境への影響が最小となるよう配慮する。また、事業による温室効果ガスの排出削減に配慮する。 | 全体       |
| 土地利用計画・施設配置計画等   | 地域の樹林地、生物の生息環境や生態系等、地域の環境特性を十分把握し、既存の樹林地や水辺、生物の生息環境や生態系の保全に配慮するとともに、生物の生息環境の回復、潤いのある都市環境の創造に寄与するよう配慮する。                       | 自然共生     |
|                  | 十分なオープンスペースを確保し、良好な景観や街なみ等を創出するよう配慮する。  | 自然共生     |
|                  | 地域の特性を踏まえ、緑化のコンセプトや将来構想等を明確にし、緑化の基本方針やゾーニング等を検討する。  | 自然共生     |

| 計画等              | 環境配慮の例   | 環境影響評価項目             |
|------------------|--|----------------------|
| (土地利用計画・施設配置計画等) | 現存する表土や植生の保全、活用を検討するとともに、区域内の樹林地は、適正に維持管理するよう配慮する。               | 自然共生                 |
|                  | 港湾施設の整備に当たっては、港湾緑地、市民が親しめる水辺の整備等、潤いのある空間を創出するとともに、アクセスの確保等に配慮する。 | 自然共生<br>安心・快適な生活環境確保 |
|                  | 歴史的文化的遺産が存在する場合には、対象事業の実施による直接的・間接的な影響を受けない形に保全するよう配慮する。         | 自然共生                 |
| 施設整備計画           | 施設の整備に当たっては、できるだけ自然面を保全し、雨水の地下浸透に努める等、地域における水循環の保全に寄与するよう配慮する。   | 大気や水などの環境保全及び資源循環    |
| 施工計画             | 地域の地形・地質、地盤の特性を十分に把握し、土砂流出、斜面崩壊、地盤変状等を引き起こさないよう配慮する。             | 安心・快適な生活環境確保         |

## (2) 高層建築物の新設、住宅団地の新設、商業施設の新設、大規模建築物の新設

| 計画等              | 環境配慮の例  | 環境影響評価項目                          |
|------------------|---|-----------------------------------|
| 基本構想、立地・事業規模等の検討 | 事業の構想、立地、事業規模等の検討に当たっては、地域の環境特性を十分把握し、周辺の環境特性や土地利用と整合するよう配慮するとともに、大気汚染、騒音振動等による地域環境への影響が最小となるよう配慮する。また、事業による温室効果ガスの排出削減に配慮する。 | 全体                                |
| 土地利用計画・施設配置計画等   | 地域の樹林地、生物の生息環境や生態系等、地域の環境特性を十分把握し、既存の樹林地や水辺、生物の生息環境や生態系の保全に配慮するとともに、潤いのある都市環境の創造に寄与するよう配慮する。                                  | 自然共生                              |
|                  | 歴史的文化的遺産が存在する場合には、対象事業の実施による直接的・間接的な影響を受けない形に保全するよう配慮する。  | 自然共生                              |
|                  | 施設の配置に当たっては十分なオープンスペースを確保し、良好な景観やまちなみ等を創出するよう配慮する。  | 自然共生                              |
|                  | 地域の特性を踏まえて緑化のコンセプトを設定し、緑化の基本方針やゾーニング等を検討する。   | 自然共生                              |
|                  | 駐車場等の配置に当たっては、周辺地域への騒音の防止や周辺道路への施設関連車両の滞留の防止、交通安全の確保に配慮する。  | 大気や水などの環境保全及び資源循環<br>安心・快適な生活環境確保 |

| 計画等             | 環境配慮の例  | 環境影響評価項目                                     |
|-----------------|---|--|
| 施設整備計画、<br>設備計画 | 施設の整備に当たっては、外皮断熱や日射遮蔽等による省エネルギーに配慮する。<br>また、太陽光発電システム等による創エネルギーと蓄電池やV2H等による蓄エネルギーの組み合わせや、高効率設備機器の採用、エネルギーマネジメントシステムによる効率的なエネルギー利用等により、エネルギー消費量の削減に配慮する。 | 脱炭素化を見据えた<br>地球環境保全                          |
|                 | 計画地及び計画地周辺の自然的環境や歴史・文化環境等の景観の特徴を踏まえた周辺の環境との調和や、良好なまちなみの創出に配慮する。   | 自然共生   |
|                 | 建築物の設計に当たっては、日照障害、テレビ受信障害、光害等、建築物による周辺環境への影響に配慮する。  | 安心・快適な生活環境<br>確保                             |
|                 | 建築物の設計に当たっては、建築物の配置や形状について、剥離流や吹き降ろし、谷間風等のビル風による周辺環境への影響が最小となるよう配慮する。   | 安心・快適な生活環境<br>確保                             |
|                 | 建築物の設計・施工に当たっては、生活騒音の防止に配慮した防音構造を採り入れる。   | 大気や水などの環境<br>保全及び資源循環                        |
|                 | 施設の整備に当たっては、通路、出入口、階段等は、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるようにユニバーサルデザインに配慮する。  | 安心・快適な生活環境<br>確保                             |
|                 | 施設の整備に当たっては、敷地内における自然面の保全、雨水浸透システムの導入等により、地域の水循環が保全されるよう配慮する。また、雨水利用システムや中水道システム等の導入により水の循環利用に配慮する。   | 自然共生<br>大気や水などの環境<br>保全及び資源循環                |
|                 | 駐車場の設計に当たっては、電気自動車用充電インフラの整備に配慮するとともに、カーシェアリングの導入の検討に努める。   | 脱炭素化を見据えた<br>地球環境保全<br>大気や水などの環境<br>保全及び資源循環 |
| 施設関連車両計<br>画    | 関連車両による排出ガスやエネルギー使用量を低減するため、最新規制適合車や次世代自動車の導入に配慮する。   | 脱炭素化を見据えた<br>地球環境保全<br>大気や水などの環境<br>保全及び資源循環 |
|                 | 関連車両による大気汚染、騒音・振動等による地域環境への影響を最小するため、交通量、大型車の混入率等地域の交通特性を十分に把握して車両運行計画を立案する。  | 大気や水などの環境<br>保全及び資源循環<br>安心・快適な生活環境<br>確保    |
| 廃棄物処理計画         | 資源の循環及び廃棄物処理に係るエネルギーの削減のため、廃棄物の発生抑制、再資源化等に配慮し、適切に分別保管できるよう廃棄物保管施設を設計する。   | 脱炭素化を見据えた<br>地球環境保全<br>大気や水などの環境<br>保全及び資源循環 |

(3) 工場又は事業所の新設、電気工作物の新設、廃棄物処理施設の新設、浄水施設の新設、下水道終末処理場の新設、研究施設の新設

| 計画                       | 環境配慮の例  | 環境影響評価項目                                     |
|--------------------------|---|--|
| 基本構想、<br>立地・事業規模<br>等の検討 | 事業の構想、立地、事業規模等の検討に当たっては、地域の環境特性を十分把握し、周辺の環境特性や土地利用と整合するよう配慮するとともに、大気汚染、騒音振動等による地域環境への影響が最小となるよう配慮する。また、事業による温室効果ガスの排出削減に配慮する。 | 全体   |
| 土地利用計画・<br>施設配置計画等       | 地域の樹林地、生物の生息環境や生態系等、地域の環境特性を十分把握し、既存の樹林地や水辺、生物の生息環境や生態系の保全に配慮するとともに、緑の創出や潤いのある都市環境の創造に寄与するよう配慮する。                             | 自然共生   |
|                          | 歴史的文化的遺産が存在する場合には、対象事業の実施による直接的・間接的な影響を受けない形に保全するよう配慮する。  | 自然共生   |
|                          | 緑化のコンセプトや将来構想等を明確にして緑化を推進し、良好な景観を創出するよう配慮する。  | 自然共生   |
| 施設整備計画、<br>設備計画          | 施設の整備に当たっては、再生可能エネルギーや未利用エネルギーの活用、エネルギーの効率的な利用等により、事業活動に伴う温室効果ガス排出量の削減に配慮する。  | 脱炭素化を見据えた<br>地球環境保全                          |
|                          | 施設の整備に当たっては、最新の環境保全技術を導入するよう配慮する。   | 脱炭素化を見据えた<br>地球環境保全<br>大気や水などの環境<br>保全及び資源循環 |
|                          | 建築物や屋外設備の設計に当たっては、周辺環境に調和した景観となるよう配慮する。   | 自然共生   |
|                          | 施設の選定に当たっては、水温や潮流の変化による周辺海域の生物の生息環境への影響が最小となるよう配慮する。  | 自然共生   |
|                          | 燃料の貯蔵施設等が周辺環境に危険を及ぼさないように施設の配置、構造及び安全管理に配慮する。   | 安心、快適な生活環境<br>確保                             |
|                          | 化学物質による大気、水質、土壌等への影響を抑制し、周辺に与えている環境リスクが低減するように、製造、保管、使用、処理等の各段階において、施設の整備及び化学物質の適切な管理に配慮する。                                   | 大気や水などの環境<br>保全及び資源循環<br>安心、快適な生活環境<br>確保    |
|                          | 施設の整備に当たっては、敷地内における自然面の保全、雨水浸透システムの導入等により、地域の水循環が保全されるよう配慮する。また、雨水利用システムや中水道システム等の導入により水の循環利用に配慮する。                           | 大気や水などの環境<br>保全及び資源循環                        |

| 計画       | 環境配慮の例   | 環境影響評価項目                             |
|----------|--|--------------------------------------|
| 施設関連車両計画 | 関連車両による排出ガスやエネルギー使用量を低減するため、最新規制適合車や次世代自動車の導入に配慮する。                          | 脱炭素化を見据えた地球環境保全大気や水などの環境保全及び資源循環     |
|          | 関連車両による大気汚染、騒音・振動等による地域環境への影響を最小するため、交通量、大型車の混入率等地域の交通特性を十分に把握して車両運行計画を立案する。 | 大気や水などの環境保全及び資源循環<br>安心、快適な生活環境確保    |
| 廃棄物処理計画  | 資源の循環及び廃棄物処理に係るエネルギーの削減のため、廃棄物の発生抑制、再資源化等に配慮する。                              | 脱炭素化を見据えた地球環境保全<br>大気や水などの環境保全及び資源循環 |

#### (4) 鉄道若しくは軌道の新設又は線路の改良、道路の新設又は車線の増設

| 計画等              | 環境配慮の例   | 環境影響評価項目   |
|------------------|--|--|
| 基本構想、立地・事業規模等の検討 | 事業の構想に当たっては、温室効果ガスの排出削減及び地域の環境改善に配慮する。   | 全体   |
|                  | 路線の設定に当たっては、樹林地や水辺及びこれらが生息環境となって形成されている生態系、歴史的文化的遺産等の環境資源を消失しないよう配慮する。   | 自然共生   |
|                  | 路線の設定に当たっては、地域分断に配慮する。   | 安心・快適な生活環境確保   |
| 道路整備計画・鉄道整備計画    | 高架構造の場合は、テレビ受信障害、日照、景観への影響に配慮する。   | 自然共生<br>安心・快適な生活環境確保                                 |
|                  | 地下構造の場合は、地下水の流動阻害、地盤の形状の変化が最小となるよう配慮する。  | 自然共生<br>大気や水などの環境保全及び資源循環                            |
|                  | 道路、公共交通機関の施設の整備に当たっては、障害者、高齢者等が安全で快適に利用できるようユニバーサルデザインに配慮する。   | 安心・快適な生活環境確保   |
|                  | 構築物の設計に当たっては、良好な都市景観を形成するよう配慮する。   | 自然共生   |
|                  | 道路の路線や構造の設定に当たっては、大気汚染、騒音・振動による地域環境への影響や走行する自動車のエネルギー消費量を最小とするため、交通量、大型車の混入率等地域の交通特性を十分に把握し、交差点・車線の改良、バイパス道路の整備等も検討し、交通量の著しい増加や渋滞の抑制に配慮する。 | 脱炭素化を見据えた地球環境保全<br>大気や水などの環境保全及び資源循環<br>安心・快適な生活環境確保 |

| 計画等             | 環境配慮の例   | 環境影響評価項目                             |
|-----------------|--|--------------------------------------|
| (道路整備計画・鉄道整備計画) | 道路の車線の設定に当たっては、バス専用・優先レーンや自転車道の導入に配慮する。  | 大気や水などの環境保全及び資源循環<br>安心・快適な生活環境確保    |
|                 | 道路の構造の設定に当たっては、緩衝緑地帯の確保に努め、大気汚染や騒音・振動による影響の防止に寄与するよう配慮する。  | 大気や水などの環境保全及び資源循環<br>自然共生            |
|                 | 道路の新設又は車線の増設に当たっては、街路樹緑化を推進することにより良好な景観を創出するよう配慮する。  | 自然共生                                 |
|                 | 鉄道の線路等の設定に当たっては、ロングレールや軽量車体の導入、創エネルギー・省エネルギー・蓄エネルギーを組み合わせることなどにより、エネルギー消費量の削減に配慮するとともに、騒音・振動による地域環境への影響を最小とするよう配慮する。 | 脱炭素化を見据えた地球環境保全<br>大気や水などの環境保全及び資源循環 |
|                 | 車両基地の設定に当たっては、樹林地や水辺及びこれらが生息環境となって形成されている生態系、歴史的文化的遺産等の保全に配慮するとともに、生物の生息環境の回復や潤いのある空間の創出に配慮する。                       | 自然共生<br>安心・快適な生活環境確保                 |
|                 | 駅舎の設置に当たっては、公共交通機関とのアクセスを向上させるとともに、業務車両や送迎車等の集中に伴う交通混雑や排出ガスの発生に配慮する。   | 大気や水などの環境保全及び資源循環<br>安心・快適な生活環境確保    |
|                 | 駅舎の設置に当たっては、地域の状況に応じて適切な駐輪場を整備することにより、安全で良好な空間を創出するよう配慮する。   | 安心・快適な生活環境確保                         |

## 2 環境配慮項目に関する措置の例

環境配慮項目に関する措置について、準備書に記載された措置等を参考にし、環境配慮項目ごとに措置の例として取りまとめました。

| 有害化学物質  |  |
|---------|--|
| 工事中     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・現況施設の解体前に、施設内の有害化学物質、重金属類等の調査を実施し、汚染の実態を把握する。</li> <li>・現況施設の解体工事にあたっては、有害な化学物質の飛散、流出がないよう法令等に基づき適切に実施する。</li> </ul>   |
| 供用時     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ピットの壁面・床面は、水密製コンクリート等を使用し、ピット内の水に含まれる有害な化学物質の地下浸透を防止する。</li> <li>・リンを含まない脱脂剤や鉛を含まない下塗塗料等、有害化学物質含有が少ない材料を採用する。</li> <li>・VOC(揮発性有機化合物=溶剤)排出量の削減をする。(溶剤含有量の少ない上塗塗料の採用、塗料の使用効率改善による使用量削減、洗浄シンナーの使用量削減&amp;リサイクル拡大、乾燥炉の排気処理装置による VOC 排出の削減)</li> <li>・化学物質等に対して、関係法令を遵守することはもとより、その排出量・移動量を把握し、適正に取扱いを管理するシステムを活用して万全な安全管理を行う。</li> <li>・農地等で使用する農薬は、農薬使用基準を遵守するだけでなく、できる限り必要最小限の使用にとどめる。</li> <li>・農薬等の化学物質は、保管庫を設け散逸や漏洩のないよう管理する。</li> </ul> |
| 放射性物質   |  |
| 供用時     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンピューター断層装置 (CT スキャン) は「医療法」に基づき管理区域を遮蔽し、定期的に漏洩線量を測定したうえ、同法で定められた基準値以下であることを監視して管理を行う。</li> <li>・X線を用いる異物検知器については、ステンレス製のカバーや鉛ののれんを設置する等、労働安全衛生法に基づく適切な管理を行う。</li> </ul>   |
| 電磁波・電磁界 |  |
| 供用時     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・電磁波発生が少ない設備機器の導入に配慮する。</li> <li>・人体に与える影響が大きい電磁波を発生する機器は、関係法令に基づき管理を徹底するとともに、専用の施設内で使用し、外部への漏洩がないよう配慮する。</li> <li>・現在、地上にある電磁波を発生する機器を有する施設の大半を地下化する。</li> </ul>   |
| 光害      |  |
| 供用時     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・照明機器の選定、設置位置と空間への光の配分を適切に行い、照明の目的・効果が効率的に達成されるとともに、照明による周辺環境への影響の低減を図る。</li> <li>・照明器具の選定、配置は、照明施設から周辺や天空に漏れる光が最小になるよう計画する。</li> <li>・周辺地域への光害に配慮して敷地境界付近に設置する照明等は、敷地外や上空へ不必要な照射を与えないよう照射角度等に配慮する。</li> <li>・照明施設は適切に配置すると共に、遮光板の設置、昆虫の誘引性が低い波長の照明(高圧ナトリウムランプ)の採用をすることにより、光害の低減を図る。</li> <li>・重点的に植栽を行うことにより、住宅地域への車両の照明をできるだけ遮蔽する。</li> <li>・広告塔、看板、駐車場内の照明は、閉店後速やかに消灯する。</li> <li>・商業施設の閉店後の照明は最小限にする。</li> </ul>                        |

| <b>地震時等の災害</b> |  |
|----------------|--|
| 工<br>事<br>中    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震時等の災害を想定した防災管理体制や防災資機材を整備するとともに、作業員の教育や防災訓練等を実施する。</li> </ul>  |
| 供<br>用<br>時    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画建築物は計画地の地盤に適した杭基礎構造とするなど、建物の耐震性に十分配慮した構造設計とする。</li> <li>・地震等の災害時の避難場所を確保するよう配慮する。</li> <li>・地震等の災害時に備えて、非常用発電設備を設置し、常時、防災物資を備蓄する。</li> <li>・大規模災害時における避難場所、救援物資の提供を積極的に行う。</li> <li>・災害の未然防止を目的として組織された安全衛生管理組織、防火管理組織を維持し、必要に応じて見直しを図る。</li> <li>・防災マニュアルの作成や防災訓練などを通じて、災害に対する意識を高め、災害時対応が円滑に行えるよう準備・訓練する。</li> <li>・地震時等の災害を想定した避難誘導等の防災管理体制や防災資機材を整備するとともに、防災訓練等を実施する。</li> </ul> |
| <b>生物多様性</b>   |  |
| 供<br>用<br>時    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・郷土樹種に配慮した多層構造の樹林を配置した緑地やビオトープの創出など、生物の生息環境を創出する。</li> <li>・生物多様性に配慮した持続可能な原材料を調達する。</li> <li>・コンテナやパレットに付着する生物や種子の管理など、地域の生態系に配慮した輸送を行う。</li> </ul>  |
| <b>地球温暖化対策</b> |  |
| 工<br>事<br>中    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設機械や工事用車両は、可能な限り低燃費なものを使用する。</li> <li>・建設機械及び工事用車両の整備、点検を徹底する。</li> <li>・施工計画や施工方法等を十分に検討し、建設機械や工事用車両の集中稼働を避け、効率的な使用に努め、温室効果ガスの排出を低減する。</li> <li>・建設機械及び工事用車両は、アイドリングストップ等のエコドライブ・省エネ機械操作を徹底するため、運転者への指導を実施する。</li> <li>・工事用車両については、運送事業者や取引先事業者に対し、エコ運搬の実施を要請する。</li> <li>・空調機等の解体にあたっては、冷媒(代替フロン)を回収し、大気中への拡散を防ぐ。</li> </ul>  |
| 供<br>用<br>時    | 地球環境（温室効果ガス）の環境保全のための措置の例（環境影響評価等技術指針 p 51）を参照。  |

| 気候変動の影響への適応 |   |
|-------------|---|
| 供用時         | <p>○治水・水害対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・豪雨による浸水対策や豪雨時に工場等敷地外への雨水の流出を防止する対策を行う。</li> <li>・豪雨対策として法面改修を行う。</li> </ul> <p>○暑熱対策（ヒートアイランド対策を含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガラスウール等断熱性能に優れた部材の採用等により、建築物の断熱性能の向上に配慮し、人工排熱を抑制する。</li> <li>・地中熱利用ヒートポンプ空調を採用することにより、大気への排熱を抑制する。</li> <li>・発電と同時に排熱を利用するコージェネレーションを採用し、排熱を抑制する。</li> <li>・壁面・窓面の再帰反射化による反射日射の抑制、設備機器の省エネルギー化等による排熱の抑制、排熱位置の工夫等、暑熱対策を効果的に組み合わせる。</li> <li>・建築物の屋上緑化や壁面緑化を実施する。</li> <li>・可能な限りの緑化地の確保、雨水浸透ますの設置及び透水性舗装等により、地表面の温度上昇の抑制に配慮する。</li> <li>・歩行者路の保水性舗装、車路の遮熱舗装、グラスパーキング（芝生化駐車場）等により、地表面の温度上昇の抑制に配慮する。</li> <li>・人が集まる場所や歩行空間等において、緑化等の地表面対策や日除け、微細ミスト等の暑熱対策を組み合わせ設置する。</li> <li>・熱中症など従業員等の健康に関する影響に配慮する。</li> <li>・道路には、道路交通機能に支障のない位置に植栽を設置し、街路樹等による緑化を行う。</li> </ul> |
| 酸性雨         |   |
| 工事中         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設機械の稼働、工事用車両の走行に関して、排出ガス対策型建設機械や最新排出ガス規制適合車両の採用に配慮する。</li> <li>・施工計画を十分に検討し、建設機械や工事用車両の効率的な使用に努め、窒素酸化物排出量及びエネルギー消費量を削減する。</li> </ul>   |
| 供用時         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・最新の排出ガス処理設備の設置などにより、環境関係法令より厳しい自主基準を遵守し、酸性雨原因物質の排出削減に配慮する。</li> <li>・硫黄分を含まない LNG を発電用燃料として使用するとともに、高性能の予混合型低 NO<sub>x</sub> 燃焼器の採用や排煙脱硝装置の設置により、硫黄酸化物や窒素酸化物などの酸性雨発生原因物質の排出抑制を図る。</li> </ul>  |
| 資源          |   |
| 工事中         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・循環型社会の形成に配慮し、資材、建設機械及び工法等の採用において「グリーン購入」を可能な限り導入する。</li> <li>・建設資材は、建設廃材を再生したコンクリート再生砕石や、スラグ等から再生された路盤材等の再生品を可能な限り使用する。</li> <li>・型枠材は、繰り返し使用できる型枠を使用するなど、材料や工法に配慮する。</li> <li>・建設資材等の搬入に当たっては、梱包を必要最低限とする。</li> </ul>  |

|                      |   |
|----------------------|---|
| <p>供<br/>用<br/>時</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震性の高い構造、耐久性の高い素材の採用により、建物の長寿命化を図り、リニューアルしやすい構造の採用等により、資源の消費を低減し有効利用を促進する。</li> <li>・建築設計に際しては、ステンレス管等の採用により長寿命化を図り、リサイクルしやすい構造の採用に配慮する。</li> <li>・節水型トイレ等の節水型設備機器を使用し、水資源消費の低減を図る。</li> <li>・商品搬入時には過剰包装等を控え、省資源化を図る。</li> <li>・部品運搬箱の通い箱化など、繰り返し使用するよう配慮する。</li> <li>・供用時に必要な材料や事務用品等の調達に当たってはグリーン購入法の趣旨を踏まえた上で、環境負荷低減に資する再生品等の調達を推進する。</li> <li>・植生管理の産物として発生した間伐材は、椎茸のほだ木、ペレット化し燃料等に活用する。</li> <li>・作物残渣は、家畜の飼料や堆肥化するなど資源として活用する。</li> <li>・街路樹等による緑化や、歩道部の透水性舗装の設置を検討し、地下水資源の保全を図る。</li> <li>・雨水を貯留し、緑地や場内への散水等に有効利用する。</li> </ul> |
|----------------------|---|

川崎市環境影響評価等技術指針  
資料編

発行 川崎市  
〒210-8577  
川崎市川崎区宮本町1番地

編集 環境局環境対策部環境評価課

電話 044-200-2156

FAX 044-200-3921